

福岡女子大学教職課程履修規程

平成 23 年 3 月 24 日 制 定

令和 4 年 4 月 1 日 改 正（最終）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、福岡女子大学学則（以下、「学則」という。）またはこれに基づく別段の定めによるもののほか、教職課程の履修方法について必要な事項を定める。

（免許状及び免許教科の種類）

第 2 条 学則第 18 条の規定の定めるところにより得ることができる教育職員免許状及び免許教科の種類は、次表に掲げるとおりである。

学部	学 科	免 許 状
国際 文 理 学 部	国際教養学科	中学校教諭一種免許状（国語） 高等学校教諭一種免許状（国語）
		中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（英語）
	環境科学科	中学校教諭一種免許状（理科） 高等学校教諭一種免許状（理科）
	食・健康学科	栄養教諭一種免許状

（基礎資格及び単位）

第 3 条 前条で定める免許状授与の所要資格を得るためには、基礎資格として学士の学位を有することが必要であり、かつ次の六分野にわたりそれぞれ必要な単位数を修得しなければならない。

（1）日本国憲法

社会科学科目の「日本国憲法」（2 単位）を修得しなければならない。

（2）体育

健康スポーツ科目の「健康スポーツ実習 A～C」（各 0.5 単位）及び「健康と身体活動」（1 単位）から合計 2 単位以上を修得しなければならない。

（3）外国語コミュニケーション

学術・キャリア言語プログラムの「英語コミュニケーションⅡA・ⅡB」（計 1 単位）及び「英語コミュニケーションⅢA・ⅢB」（計 1 単位）の合計 2 単位を修得しなければならない。

（4）情報機器の操作

情報・データ活用科目の「情報リテラシーⅠ」（1 単位）及び「データ解析入門」（1 単位）の合計 2 単位を修得しなければならない。

(5) 教育の基礎的理解に関する科目等

教育の基礎的理解に関する科目等（「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」）は、別表第1、第2に掲げるとおりに履修しなければならない。ただし、教職実践演習（中高）、教職実践演習（栄養教諭）は、それぞれ4年次後期に履修しなければならない。本学においては、中学校教諭一種免許状取得（高等学校教諭一種免許を併せて取得する場合を含む。）に必要な単位数は29単位であり、高等学校教諭一種免許状取得に必要な単位数は27単位、栄養教諭一種免許状に必要な単位数は26単位である。

教育実習については、「事前・事後指導」（1単位）は必修である。中学校教諭一種免許状を取得する場合（高等学校教諭一種免許状を併せて取得する場合を含む。）には、「中学校教育実習」（2単位）と「高等学校教育実習」（2単位）の合計4単位が必修である。高等学校教諭一種免許状のみを取得する場合には、「高等学校教育実習」（2単位）が必修である。

また、「栄養教諭一種免許状」を取得する場合には、「栄養教諭教育実習事前・事後指導」（1単位）と「栄養教諭教育実習」（1単位）の合計2単位が必修である。

なお、栄養教諭一種免許状を取得するためには、基礎資格として「管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士免許状を有すること」が必要である。

(6) 教科及び教科の指導法に関する科目

教科及び教科の指導法に関する科目の最低修得単位数は、次表に掲げるとおりであり、取得しようとする免許状の種類及び免許教科に応じて、別表第3から第5に定める授業科目の所要単位を修得しなければならない。

中学校教諭一種免許状取得に必要な最低修得単位数	30 単位
高等学校教諭一種免許状取得に必要な最低修得単位数	32 単位

(7) 栄養に係る教育に関する科目

栄養に係る教育に関する科目の修得単位数は、次表に掲げるとおりであり、別表第2に定める授業科目の所要単位を修得しなければならない。

栄養に係る教育に関する科目に必要な修得単位数	4 単位
------------------------	------

(教育実習)

第4条 教育実習には、4年次において履修する「事前・事後指導」（1単位）、「中学校教育実習」（2単位）、「高等学校教育実習」（2単位）の三種類がある。

なお、「中学校教育実習」（2単位）ないし「高等学校教育実習」（2単位）は、中学校において履修しても、高等学校において履修してもよい。

2 中学校教諭一種免許状を取得する場合（高等学校教諭一種免許状を併せて取得する場合を含む。）は、「事前・事後指導」（1単位）、「中学校教育実習」（2単位）、「高等学校教育実習」（2単位）を履修しなければならない。

位)の合計5単位を修得しなければならない。

- 3 高等学校教諭一種免許状のみを取得する場合は、「事前・事後指導」(1単位)と「高等学校教育実習」(2単位)の合計3単位を修得しなければならない。
- 4 4年次において、「事前・事後指導」(1単位)、「中学校教育実習」(2単位)、「高等学校教育実習」(2単位)を履修するためには、教育の基礎的理解に関する科目等のうち、「教職概論」(2単位)、「教育原理」(2単位)、「教育心理学」(2単位)、「教育方法学(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。)」(2単位)、「生徒指導論」(2単位)、「教育相談論」(2単位)の6科目(12単位)及び教科の指導法に関する科目である「教科教育法Ⅰ～Ⅳ」(8単位)をすでに修得しておかなければならない。

(栄養教諭の教育実習)

第5条 栄養教諭教育実習には、4年次において履修する「栄養教諭教育実習事前・事後指導」(1単位)、「栄養教諭教育実習」(1単位)がある。

なお、「栄養教諭教育実習」(1単位)は、小学校において履修しても、中学校において履修してもよい。

- 2 栄養教諭一種免許状を取得する場合は、「栄養教諭教育実習事前・事後指導」(1単位)、「栄養教諭教育実習」(1単位)の合計2単位を修得しなければならない。
- 3 4年次において、「栄養教諭教育実習事前・事後指導」(1単位)、「栄養教諭教育実習」(1単位)を履修するためには、教職に関する科目のうち、「教職概論」(2単位)、「教育原理」(2単位)、「教育心理学」(2単位)、「教育方法学(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。)」(2単位)、「生徒指導論」(2単位)、「教育相談論」(2単位)の6科目(12単位)及び栄養に係る教育に関する科目である「学校栄養教育法Ⅰ」(2単位)、「学校栄養教育法Ⅱ」(2単位)の2科目(4単位)をすでに修得しておかなければならない。

栄養教諭一種免許状取得に必要な単位数は22単位以上であり、本学では別表第2に掲げるとおり30単位以上を修得しなければならない。

(教育実習等の履修年次)

第6条 前2条で定められた教育実習等の履修年次については、原則として次表に掲げるとおりとする。

- (1) 中学校教諭一種免許状を取得する場合(高等学校教諭一種免許状を併せて取得する場合を含む)

1年次	教職概論(2単位)
3年次	介護等体験(7日間)
4年次	事前・事後指導(1単位)、中学校教育実習(2単位)、高等学校教育実習(2単位)、教職実践演習(中・高)(2単位)

- (2) 高等学校教諭一種免許状のみを取得する場合

1 年次	教職概論（2 単位）
4 年次	事前・事後指導（1 単位）、高等学校教育実習（2 単位）、教職実践演習（中・高）（2 単位）

(3) 栄養教諭一種免許状を取得する場合

1 年次	教職概論（2 単位）
3 年次	学校栄養教育法Ⅰ（2 単位）、学校栄養教育法Ⅱ（2 単位）
4 年次	栄養教諭教育実習事前・事後指導（1 単位）、栄養教諭教育実習（1 単位）、教職実践演習（栄養教諭）（2 単位）

(介護等体験)

第7条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）（介護等体験特例法）に基づき、平成10年度入学生及び既卒者で平成10年度以降から中学校教諭の免許状を取得する場合には、介護等の体験をしなければならない。介護等体験は、3年次において履修するものとし、期間は7日間とする。

2 介護等体験にかかる費用は自己負担とする。

3 介護等体験の科目等履修生の取り扱いは、福岡女子大学科目等履修生規則（法人規則第40号。以下「科目等履修生規則」という。）による。ただし、科目等履修生として出願できる者は、科目等履修生規則第8条第1項ただし書きに準じ、本学の卒業生に限るものとする。また、介護等体験は、2単位相当の授業科目とみなして取り扱う。なお、同規則第10条に規定する単位の認定は行わないものとする。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、教職課程の履修に関し必要なことは、教職課程委員会において定める。

附 則

この規程は、平成23年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の福岡女子大学教職課程履修規程の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以降に入学した学生について適用し、平成 30 年 3 月 31 日現在に在学する学生については、改正前の福岡女子大学教職課程履修規程の規定は、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の福岡女子大学教職課程履修規程の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以降に入学した学生について適用し、平成 31 年 3 月 31 日現在に在学する学生については、改正前の福岡女子大学教職課程履修規程の規定は、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の福岡女子大学教職課程履修規程の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以降に入学した学生について適用し、令和 4 年 3 月 31 日現在に在学する学生については、改正前の福岡女子大学教職課程履修規程の規定は、なおその効力を有する。

別表第1 中・高等学校教諭一種免許状に必要な教職専門科目

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目	単位数	
科目	各教科に含める必要事項	授業科目	中	高
教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論	2	2
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	1	1
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育行政学	2	2
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳理論と指導法	2	2
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	1	1
	特別活動の指導法	特別活動の指導法	2	2
	教育の方法及び技術	教育方法学（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	2	2
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	2	2
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論および方法	教育相談論	2	2
教育実践に関する科目	教育実習	事前・事後指導	1	1
		中学校教育実習	2	
		高等学校教育実習	2	2
	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2	2
中学校教諭一種免許状取得に必要な単位数			29	
高等学校教諭一種免許状取得に必要な単位数			27	

別表第2 栄養教諭一種免許状に必要な教職専門科目

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目	
科目	各教科に含める必要事項	授業科目	単位数
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	学校栄養教育法Ⅰ	2
	幼児、児童及び生徒の栄養にかかる課題に関する事項		
	食生活に関する歴史的及び文化的事項		
	食に関する指導の方法に関する事項	学校栄養教育法Ⅱ	2
教育の基礎理論に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論	2
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	1
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育行政学	2
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	道徳理論と指導法	2
		総合的な学習の時間の指導法	1
		特別活動の指導法	2
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法学（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	2
教育実践に関する科目	生徒指導の理論および方法	生徒指導論	2
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論および方法	教育相談論	2
	栄養教育実習	栄養教諭教育実習事前・事後指導	1
教育実践に関する科目	教職実践演習	栄養教諭教育実習	1
		教職実践演習（栄養教諭）	2

最低修得単位数は法の上では22単位であるが、本学では30単位必要である。

基礎資格として、管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士免許を有することが必要である。

栄養士免許状取得に必要な科目は、管理栄養士国家試験受験資格を取得するために必要な科目は学生便覧の「各種資格等の取得」を参照のこと。

別表第3 国語（中一種免・高一種免）

国際教養学科

免許 教科	教育職員免許法施行規則に定める教科に関する専門教育科目	本学における該当科目			備考
		授業科目	単位		
			必	選	
国 語 （ 中 学 校 ・ 高 等 学 校 ）	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	○ 国語表現（音声・文法・表記） 日本語音韻論 日本語表記論 日本語文法論	2	2 2 2	
	国文学（国文学史を含む。）	日本文学 ○ 日本文学史 比較文学 日本古典文化と文学 日本近代文化と文学 日本古典文学講義Ⅰ 日本古典文学講義Ⅱ 近代日本文学講義 現代日本文学講義 古典文学実践研究	2	2 2 2 2 2 2 2 2	
	漢文学	日本言語文化文献講読 漢文学講義 ○ 中国古典文学	2	2 2	
	書道（書写を中心とする。）	○ 書道Ⅰ（書道芸術） ○ 書道Ⅱ（書道実技）	2 2		中一種免のみ必修
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	○ 国語科教育法Ⅰ ○ 国語科教育法Ⅱ ○ 国語科教育法Ⅲ ○ 国語科教育法Ⅳ	2 2 2 2		

(1) 単位の修得にあたっては備考欄を参照すること。

(2) 専門教育科目は中学校では30単位以上、高等学校では32単位以上修得すること。

(3) 該当科目中の○印は教育職員免許取得のための必修科目を示す。

※「書道」は高等学校の単位に含むことができない。

別表第4 英語（中一種免・高一種免）

国際教養学科

免許 教科	教育職員免許法施行規則に定める教科に関する専門教育科目	本学における該当科目			備考
		授業科目	単位		
			必	選	
英 語 （中 学 校 ・ 高 等 学 校）	英語学	○ 英語音声学 ○ 英語文法論 ○ 英語の歴史 英語学文献講読	2 2 2	2	
	英語文学	○ 英文学史 ○ アメリカ文学史 英語圏の文化と文学Ⅰ 英語圏の文化と文学Ⅱ 英語圏の文化と文学Ⅲ 英語圏の文化と文学Ⅳ 英語文化文献講読	2 2	2 2 2 2 2	
	英語コミュニケーション	○ 英語コミュニケーション ○ 英語文章表現演習	2 2		
	異文化理解	欧米文化理論 英語文化概論		2 2	1科目選択 必修
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	○ 英語科教育法Ⅰ ○ 英語科教育法Ⅱ ○ 英語科教育法Ⅲ ○ 英語科教育法Ⅳ	2 2 2 2		

- (1) 単位の修得にあたっては備考欄を参照すること。
- (2) 専門教育科目は中学校では30単位以上、高等学校では32単位以上修得すること。
- (3) 該当科目中の○印は教育職員免許取得のための必修科目を示す。

別表第5 理科（中一種免・高一種免）

環境科学科

免許 教科	教育職員免許法施行規則に定める教科に関する専門教育科目	本学における該当科目			備考
		授業科目	単位		
			必	選	
理 科 （中 学 校 ・ 高 等 学 校）	物理学	○ 基礎物理学	2		
	化学	○ 基礎化学	2		
		無機化学		2	
		環境分析化学		2	
		有機化学		2	
		環境有機化学		2	
		基礎分析化学		2	
		基礎物理化学		2	
		応用物理化学		2	
		高分子化学		2	
生物学	○ 基礎生命科学	2			
	○ 遺伝学	2			
	○ 発生生物学	2			
	細胞の生物学		2		
	分子生物学		2		
	動物生理学		2		
	○ 生態系の生物学	2			
地学	○ 地球環境科学	2			
物理学実験（コンピュータ活用含む。）	○ 基礎物理学実験	1			
化学実験（コンピュータ活用含む。）	○ 基礎化学実験	1			
生物学実験（コンピュータ活用含む。）	○ 生命科学基礎実験	1			
地学実験（コンピュータ活用含む。）	○ 地球環境科学実験	1			
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	○ 理科教育法Ⅰ	2			
	○ 理科教育法Ⅱ	2			
	○ 理科教育法Ⅲ	2			
	○ 理科教育法Ⅳ	2			

(1) 単位の修得にあたっては備考欄を参照すること。

(2) 専門教育科目は中学校では30単位以上、高等学校では32単位以上修得すること。

(3) 該当科目中の○印は教育職員免許取得のための必修科目を示す。